

【九戸村】

端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数	305	293	283	251	238
② 予備機を含む 整備上限台数	0	325	0	0	0
③ 整備台数 (予備機除く)	0	293	0	0	0
④ ③のうち 基金事業によるもの	0	293	0	0	0
⑤ 累積更新率	0	100	100	100	100
⑥ 予備機整備台数	0	32	0	0	0
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	0	32	0	0	0
⑧ 予備機整備率	0	10.9	0	0	0

※①～⑧は未到来年度等にあつては推定値を記入する。

(端末の整備・更新計画の考え方)

令和2年度に整備した端末について、文部科学省が定める5年程度を経過するため、令和7年度に更新を行うものである。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数：393台

○処分方法

- ・使用済端末を公共施設や福祉施設など地域で再利用：0台
- ・小型家電リサイクル法の認定事業者に再使用・再資源化を委託：393台
- ・資源有効利用促進法の製造事業者に再使用・再資源化を委託：0台
- ・その他()：0台

○端末のデータの消去方法

- ・自治体の職員が行う
- ・処分事業者へ委託する

○スケジュール(予定)

- 令和8年 3月 新規購入端末の使用開始
- 令和8年 8月 処分事業者選定
- 令和8年12月 使用済端末の事業者への引き渡し

○その他特記事項

令和2年度に整備した端末はWindows OSのため、サポート期限を迎える令和7年10月から端末更新までの期間はサポートの延長を行う。